

調整控除(平成19年度分から適用、税源移譲に伴う減額措置)

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差があります。このため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

【計算方法】

(1)課税所得金額が200万円以下の場合

$$\text{控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{①か②のいずれか少ない額} \\ \text{①人的控除額の差の合計額} \\ \text{②課税所得金額} \end{array} \right] \times 5\% \text{ (県民税2\%、市町村民税3\%)}$$

(2)課税所得金額が200万円を超える場合

$$\text{控除額} = \{ \text{人的控除額の差の合計額} - (\text{課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\% \text{ (県民税2\%、市町村民税3\%)}$$

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円)となります。

★住民税と所得税の人的控除額の差

	所得控除	住民税	所得税	控除額の差
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	30万円	40万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	26万円	27万円	1万円
	特別寡婦	30万円	35万円	5万円
	寡夫控除	26万円	27万円	1万円
	勤労学生控除	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	33万円	38万円	5万円
	特別配偶者	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	33万円	38万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円超 45万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一般扶養	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
	同居特別障害者加算	23万円	35万円	12万円
	基礎控除	33万円	38万円	5万円